

1 開会

2 会長挨拶

省略

3 本日のスケジュールについて

《会長》

始めに、事務局より本日のスケジュールについて説明願います。

《事務局》

この後、資料 1 ページのタイムスケジュールに沿って、委員長に入室いただき、「小委員会調査報告書」に基づき、各教科書の調査・研究結果について報告いただきます。

報告後、委員長は退室し、協議と採択を行います。

参考資料として、道徳のものではございませんが、前回採択時の議事録、各市町村における教科書展示会の開催状況と寄せられた意見を配布しておりますので、参考としてください。

採択が終了しましたら、事務局より採択にかかわる諸事項について説明を行い、終了したいと考えております。

4 調査・研究結果報告及び教科用図書採択

別紙のとおり

<道徳>

1 報告

調査研究の経過及び概要について（調査報告書のとおり）

2 質疑

- 項目ごとの分量等についてはどうか。
 - ・各者とも、全ての内容項目についてバランスよく排列されている。
- 問題解決的な学習についてはどうか。
 - ・各者とも、児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などはぐくむことができるように工夫されている。
- 伝統や文化に関する内容についてはどうか。
 - ・各者とも全ての学年において取扱っており、有形無形の美しさ、国や郷土への誇り、愛情を感じることができるようになっている。
- 北海道の題材を取り扱うなど、生徒の興味・関心を高める工夫についてはどうか。
 - ・取扱い数に差はあるが、各者とも北海道とかかわりのある内容を取り上げている。

3 協議

- 東書は、目次の「いじめ問題」を取り上げているページに印をつけているほか、見出しページを設けるなど、工夫されている。
- 北海道の題材を取扱い、生徒の興味・関心を高める工夫がなされているものが良い。東書と教出は、これらの教材を多く取り上げている。
- 各者とも学習内容を振り返るためのページを設けているが、東書はこれが多いことに加えて、1年間の学習を振り返るページも配置されている。

4 採択

各者とも、学習指導要領の目的や内容に基づいた内容となっている。

特に「東京書籍」は、

- 取扱内容については、

自分や他人の生命について、どのようなことを大切にしているかや生きているからこそ感じる事、できることは何かを話し合う活動等を取り上げている。特に、いじめの問題については、知らない人に親切にしている人を見たとき、どのようなことを感じたかを話し合う活動等を取り上げている。

また、北海道とかかわりのある内容が多く取り上げられており、生徒の学習意欲を高める工夫がなされている。
- 内容の構成・排列・分量等については、

体験的な学習については、各学年に、体験活動との関連を図った教材を配置し、体験的行為や活動を通じて学んだ内容から道徳的価値の意義などについて考えを深めるように工夫されている。
- 使用上の配慮については、

自らを振り返るための工夫については、各学年に、自分の成長を見取る「学習のふり返し」、1年間の学習を振り返る「かがやく自分に」を配置し、自らの道徳的な成長を実感したり、新たな課題や目標をもったりすることができるようになっている。

このような理由から「東京書籍」とする。(全会一致)

5 採択にかかわる諸事項

《会長》

事務局より採択にかかわる諸事項の説明をお願いします。

《事務局》

(1) 各市町村教育委員会における採択手続きについて

「当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を選採」することとなっているため、平成 30 年度から使用する小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書については、今回の協議会での決定に基づき、各市町村教育委員会における採択の手続きを進めてください。

平成 30 年度に使用する「特別の教科 道徳」以外の小・中学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を選採するものとされておりますので、各教育委員会においては、平成 29 年度と同一の教科用図書を使用する採択を行ってください。

採択の期限は 8 月 31 日までとなっております。

(2) 学校教育法附則第 9 条の規定に基づく採択手続きについて

「学校教育法附則第 9 条」により、特別支援学級の児童・生徒については、別の教科用図書を使用することができます。

新たに加えられた 9 冊の一般図書の調査・研究報告を踏まえ、北海道教育委員会発行の「平成 30 年度使用小・中学校特別支援教科用図書（一般図書）採択参考資料」に掲載されている図書全てを選採する手続きを進めるようお願いいたします。

(3) 情報公開について

法律等の改正に伴い、各市町村教育委員会において公表に努める事項が定められました。採択後は、採択結果、採択した理由、調査報告書、教育委員会議の議事録を公表するよう努めることとなっておりますので、各市町村において、適切に取り扱うようお願いいたします。

協議会に係る公表事項については、事務局にて、協議会の決定結果及び決定理由、協議会委員名簿、調査委員名簿、調査報告書、協議会議事録の 6 項目について、ホームページ上で公表いたします。公表時期は、9 月 1 日を予定しております。

《会長》

事務局からの説明に質問等はないか。

《委員》

なし。(了承)

平成 29 年 8 月 1 日

議事録署名人 山野 晴英